（所在不明による支給停止の申請）

第百五十二条　法第百六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

［二～五　略］

［2　略］

（出生の届出）

第百五十三条　公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［2～4　略］

（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）

第百五十三条の二　公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて組合が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二・三　略］

［2～4　略］

（年金証書の亡失等）

第百五十六条　年金受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書に亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［2・3　略］

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）

第百五十六条の三　組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、第百五十六条の二第一項の規定に基づく機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の所在不明届出書の提出を受けた場合には、当該年金受給権者に対し、毎年、組合が定める日（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会が定める日。次項において

（所在不明による支給停止の申請）

第百五十二条　法第百六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

［二～五　同上］

［2　同上］

（出生の届出）

第百五十三条　公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～四　同上］

［2～4　同上］

（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）

第百五十三条の二　公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて組合が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

［一　同上］

［新設］

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（年金証書の亡失等）

第百五十六条　年金受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書に亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～四　同上］

［2・3　同上］

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）

第百五十六条の三　組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、第百五十六条の二第一項の規定に基づく機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の所在不明届出書の提出を受けた場合には、当該年金受給権者に対し、毎年、組合が定める日（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会が定める日。次項において